

【令和2年度予算概算決定額 44,200 (44,002) 百万円】 (優先枠等を設けて実施)

中山間地農業ルネッサンス事業<一部公共>

<対策のポイント>

中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の景観等の中山間地の特色をいかした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や支援の強化等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

<政策目標>

地域の特色をいかした農業の展開、都市農村交流や農村への移住・定住を促進するとともに、地域コミュニティによる農地等の地域資源を維持・継承

<事業の内容>

本事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優先採択を行います。(対象地域に指定棚田地域を追加)

1. 中山間地農業推進対策

- 地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援と、収益力向上に向けた取組や棚田地域の保全・振興、事業間連携による相乗効果発現等の推進をモデル支援します。(中山間地農業ルネッサンス推進事業)
- 特色ある農業者や農村の課題を解決するための、地元密着型の支援体制を整備・強化します。(地域密着型農業者等サポート体制強化事業)

2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

- 中山間地における農地集積、高収益作物の導入や加工・販売など、経営規模の大小にかかわらず意欲ある農業者の取組を支援します。また、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

- 農地・水路等の維持管理を行う共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

<事業の流れ(推進事業)> ※



<事業イメージ>

中山間地農業推進対策 [3.5億円]

- 計画策定・体制整備等を支援する中山間地農業ルネッサンス推進事業
元気な地域創出モデル事業：具体的な取組を後押しし、優良事例の創出を加速
- 中山間地域の農業者の様々な課題を支援する地域密着型農業者等サポート体制強化事業

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援 優先枠 252.5億円

地域の特色をいかした農業の展開 都市農村交流や農村への移住・定住

[支援事業] 優先枠 優遇措置

- ・ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・ 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
- ・ 農業農村整備関係事業
- ・ 農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業
- ・ 持続的生産強化対策のうち茶・薬用作物等支援対策
- ・ 食料産業・6次産業化交付金のうち
 - 6次産業化施設整備、バイオマス産業都市施設整備
- ・ 農山村振興交付金 (農山村活性化整備対策等)

[連携事業] 農山村振興交付金 (山村活性化対策)

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承 優先枠 186.0億円

- [支援事業] 優先枠 優遇措置
- ・ 多面的機能支払交付金
 - ・ 環境保全型農業直接支払交付金
 - ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
 - ・ 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策 (肉用牛・酪農基盤強化対策 (放牧活用型))
 - ・ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

[連携事業] 中山間地域等直接支払交付金

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3502-6286)

「中山間地農業ルネッサンス事業」における優遇措置等

※下線部は令和2年度拡充

事業対象地域の拡大

- 指定棚田地域、中山間地域等直接支払交付金の交付対象農地を追加対象地域（特定農山村、振興山村、過疎、半島振興、離島振興、沖繩、奄美群島、小笠原諸島、特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域）に棚田地域振興法に基づき指定される「指定棚田地域」を追加

推進事業による支援

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業
中山間地における高収益作物への転換や棚田地域の保全・振興の強化等、様々な課題に対応したモデル支援を実施

受益面積要件の緩和

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ都道府県知事が認める場合に受益面積要件を撤廃可能として実施
- 農業農村整備関係事業
 - （1）農業競争力強化基盤整備事業
 - ・農地整備事業（中山間傾斜農地型）について、高収益作物の導入を条件に、農地集積率の要件30%（その他の型においては50%）で実施
 - ・農地中間管理機構関連農地整備事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を変更（10ha以上→5ha以上）
 - ・水利施設等保全高度化事業（特別型）について、中山間地域等における受益面積要件を変更（20ha以上→10ha以上）
 - （2）農山漁村地域整備交付金
農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上（その他地域においては50ha以上）で「保全対策型」を実施
- 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち産飼料資源生産利用拡大対策（肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型））
新たに繁殖雌牛放牧に取り組み場合に確保すべき放牧地の面積を緩和して実施

上限事業費・交付率の緩和

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ上限事業費を1.3倍に拡大
- 食料産業・6次産業化交付金のうち6次産業化施設整備加工・販売施設等の整備に対して交付率を嵩上げ（3/10→1/2）して実施

採択に当たっての配慮

- 農山漁村振興交付金
農泊推進対策で審査時に配慮
- 鳥獣被害防止総合対策交付金（うち整備事業）
被害防止施設等の整備を行う場合に審査時のポイント加算
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
農地等の維持保全にも資するような取組を行う場合に優先的に採択
- 食料産業・6次産業化交付金のうち
6次産業化施設整備、バイオマス産業都市施設整備
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択

事業要件の緩和等

- 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
農地バンクの最低活用率要件を平地の1/5に緩和（平地：20%超→中山間地：4%超）等
- 多面的機能支払交付金
広域活動組織の設立要件を変更（「農用地面積が100ha以上」→「農用地面積が50ha以上」又は「3集落以上での組織の構成」）
- 環境保全型農業直接支払交付金
交付金を受け取るための事業要件（技術指導等の「推進活動」）を免除

農山漁村振興交付金

【令和2年度予算概算決定額 9,805 (9,809) 百万円】

＜対策のポイント＞

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

＜政策目標＞

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人〔令和2年度まで〕）
- 農村部の人口減の抑制（2,151万人を下回らない〔令和7年度〕）

＜事業の全体像＞

1 農山漁村地域での取組への支援

① 地域活性化対策

地域活性化のための活動計画づくりと実証、就職氷河期世代を含む潜在的就職希望者の発掘、優良事例や農業遺産の情報発信等を支援します。

② 中山間地農業推進対策

中山間地域での収益力向上に向けた取組やモデル構築等を支援します。

③ 山村活性化対策

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。

④ 農泊推進対策

観光コンテンツ開発や滞在施設等の整備、国内外へのPR等を支援します。

⑤ 農福連携対策

障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要な農民生産施設の整備並びに障害者等の農業技術習得や専門人材育成等を支援します。

⑥ 農山漁村活性化整備対策

地方公共団体策定の活性化計画に基づき行う施設整備を支援します。

2 都市部での取組への支援

① 都市農業機能発揮対策

都市部での農業体験等による交流を通じた都市住民と共生する農業経営の実現を図る取組等を支援します。

＜事業の流れ＞

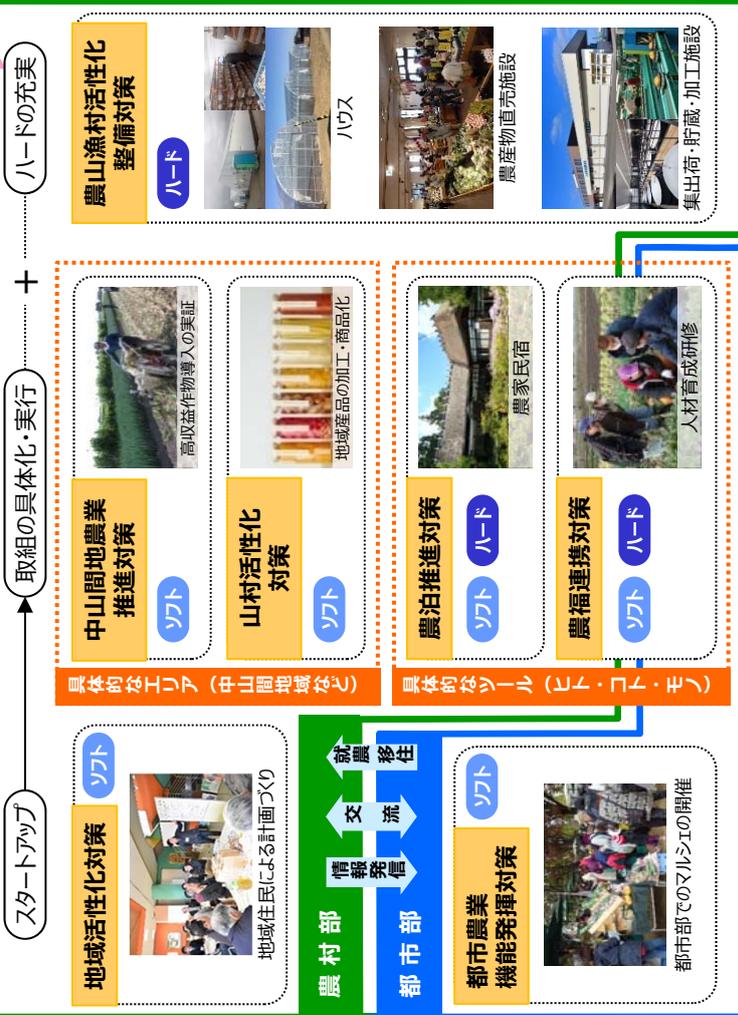


【お問い合わせ先】（1の①の事業）
 （1の②、③の事業）
 （1の④、⑤、2の①の事業）
 （1の⑥の事業）

農林漁業者の組織する団体等
 農山漁業者の組織する団体等
 農山漁業者の組織する団体等
 農山漁業者の組織する団体等

（03-6744-2203）
 （03-6744-2498）
 （03-3502-5946）
 （03-3501-0814）

コミュニティでの合意形成段階から実行段階までそれぞれの発展段階に応じた対策を実施



コミュニティの維持 農山漁村の活性化、自立化

＜対策のポイント＞

「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進することで農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、地域による実施体制の整備や観光コンテンツの磨き上げ、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、戦略的な国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援します。

＜政策目標＞

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人 [令和2年度まで]）
- 「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出（500地域 [令和2年まで]）

＜事業の内容＞

1. 農泊推進事業

- 国内外の旅行者の農山漁村地域への呼び込みを促進し、地域の活性化を図るため、**農泊の推進体制構築**や魅力ある**観光コンテンツの磨き上げ**、**インバウンド受入環境の整備**、**専門人材の確保**、**農家民泊の農家民泊への転換等を支援**

※ 地域活性化対策も一部活用し支援

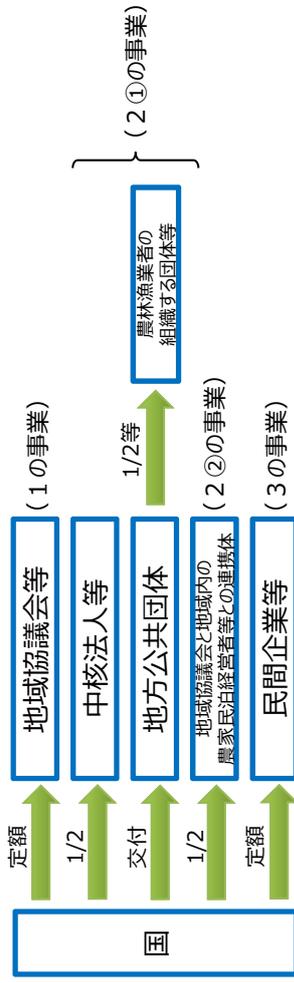
2. 施設整備事業

- ① **古民家等を活用した滞在施設や体験・交流施設、交流施設、活性化計画に基づき農泊に取り組み地域への集客力を高めるための農産物販売施設**など、**農泊を推進するために必要となる施設の整備を支援**（市町村・中核法人実施型）
- ② 地域内で営まれている**宿泊施設の質の向上のため、インバウンドを含む個人旅行者等の多様なニーズに合わせた宿泊施設の改修を支援**（農家民泊経営者等実施型）

3. 広域ネットワーク推進事業

- **デジタル情報を活用した戦略的な国内外へのプロモーションや大規模展示会への出展・商談会の開催**、**農泊を推進する上での課題を抱える地域に対し、ワンストップで課題に応じた専門家派遣・指導を行う取組等を支援**

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【1の事業】

- **事業実施主体** 地域協議会、地域協議会の連合体、DMO等
- **事業期間** 2年間等 ○ **交付率** 定額（上限500万円/年等）



地域資源を活用した体験メニューの開発



地域の食材を活用したメニュー作り



インバウンド受入環境の整備

多言語への対応 Wi-Fi環境の構築 トイレの洋式化

【2①の事業】

- **事業実施主体** 市町村、地域協議会の中核法人等
- **事業期間** 2年間 ○ **交付率** 1/2（上限2,500万円、5,000万円、1億円）

（活性化計画に基づく事業）

- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- **事業期間** 原則3年間 ○ **交付率** 1/2等



古民家を活用した滞在施設



廃校を改修した大規模滞在施設

【3の事業】

- **事業実施主体** 民間企業、都道府県等
- **事業期間** 1年間
- **交付率** 定額



課題に応じた専門家の派遣・指導

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

農山漁村振興交付金のうち 農福連携の推進

【令和2年度予算概算決定額 1,061（－）百万円】

＜対策のポイント＞

障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要な農業生産施設及び加工・販売施設等の整備、障害者等の農産物の生産・加工技術等の習得に加え、農業・福祉双方のニーズのマッチングを行う専門人材の育成等の取組を支援するとともに、効果的な農福連携プロモーション等を実施します。

＜政策目標＞

農福連携に取り組み主体を新たに3,000創出 [令和6年度まで]

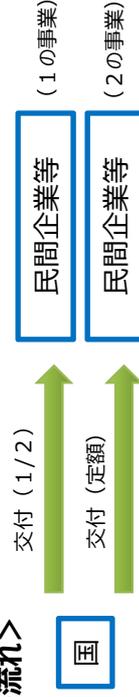
＜事業の内容＞

1. 農福連携整備事業
 - 障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要な農業生産施設及び加工・販売施設等の整備を支援します。
2. 農福連携支援事業
 - ① 農福連携支援事業
 - 福祉と連携した農林水産業に関わる活動において、障害者や生活困窮者等が働きやすくなるために実施する農業技術習得の研修等を支援します。
 - ② 農福連携人材育成支援事業
 - 農業経営体が障害者を雇用等により受け入れる際、障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項等をアドバイスし、職場定着を支援する農業版ジョブコーチの育成や農業者と福祉事業所をマッチングするコーディネーターの育成等を支援します。
 - ③ 普及啓発等推進対策事業
 - ワンストップ窓口の設置など都道府県の推進体制の強化、農福連携の全国展開に向けた普及啓発や調査・研究等を支援します。
 - メディアを活用した農福連携プロモーションの取組等を支援します。

＜関連事業＞（優先採択等の優遇措置を実施）（関連事業は各事業の仕組みで実施）

- ・食料産業・6次産業化交付金 25億円の内数
- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金等 230億円の内数
- ・農業人材力強化総合支援事業 213億円の内数
- ・「緑の人づくり」総合支援対策 47億円の内数
- ・水産多面的機能発揮対策 23億円の内数 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【1について】

- 事業実施主体 農業法人、社会福祉法人、民間企業等
- 事業期間 2年間
- 交付率 1 / 2（上限1,000万円、2,500万円等）



農業生産施設
(水耕栽培ハウス)



附帯施設（農機具庫）



加工処理施設



休憩所、トイレの整備

【2の①、②について】

- 事業実施主体 農業法人、社会福祉法人、民間企業等
- 事業期間 2年間
- 交付率 定額



農産加工の実践研修



養殖籠補修、木工技術習得



作業マニュアル作成



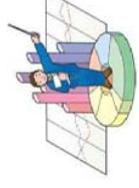
人材育成研修

【2の③について】

- 事業実施主体 民間企業、都道府県等
- 事業期間 1年間
- 交付率 定額



セミナー等の普及啓発



調査・研究等

＜対策のポイント＞

山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

＜政策目標＞

農村部の人口減の抑制（2,151万人を下回らない【令和7年度】）

＜事業の内容＞

1 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト活動（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を図る取組の試行実践等を支援します。

- 交付率：定額（1地区当たり上限1,000万円）
- 事業実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年
- 対象地域：山村振興法に基づき指定された振興山村

※山村振興計画が策定されていること

2 商談会開催事業

バイヤーとの商談会や山村の地域資源を活用した商品のWEBサイトを用いたマッチング等を開催し、販路開拓を支援します。

- 交付率：定額
- 事業実施主体：民間企業等
- 実施期間：1年

＜事業の流れ＞

- 1の事業を実施する場合



- 2の事業を実施する場合



＜事業イメージ＞

山村活性化対策事業

(1) 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等



(2) 地域資源を地域ぐるみで活用するための合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、体制づくりのための地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり
技術研修会等の開催 等



(3) 特色ある地域資源の域内での消費拡大や域外への販売促進、付加価値向上等を図る取組の試行実践

マーケティング調査、地場農林水産物を使った地域産品づくり
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討 等



商談会開催事業

山村地域の参加者とバイヤー等との商談会の開催・運営及びWEB上でのマッチング
商談会開催後のフォローアップ 等



農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大
に向けた取組の推進

【お問い合わせ先】

農林水産省 農村振興局地域振興課（03-6744-2498）

農山漁村振興交付金のうち
地域活性化対策

【令和2年度予算概算決定額（農山漁村振興交付金）9,805（9,809）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしている環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知ってもらうことを目的として、農山漁村の活性化を推進します。

＜政策目標＞

- 地域課題の抽出や、課題解決のための活動計画の策定・実証を行う地域の創出（100地域【令和6年度まで】）

＜事業の内容＞

1. 活動計画策定事業

- 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による**地域活性化のための活動計画策定をアドバイザーを活用したワークショップの開催等**により支援。
- **活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等**を支援。

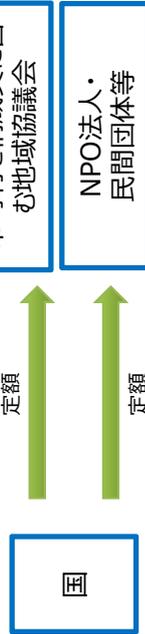
2. 人材発掘事業

- 農山漁村において、就職氷河期世代を含む潜在的就農希望者を対象に**農林水産業の体験研修**を行うとともに、地域における様々な**社会活動にも参加し**、農山漁村への理解を深めることにより、農山漁村に関心を持つ**人材を発掘する取組**を支援。

3. 農山漁村情報発信事業

- 農山漁村のポテンシャルを引き出して**地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例や、世界農業遺産及び日本農業遺産**について、情報発信を通じて、都市住民の認知度向上又は**他地域への横展開を図る取組**に対して支援。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 活動計画策定事業

- **事業実施主体** 市町村を構成員に含む地域協議会
- **事業期間** 3年間
- **交付率** 定額

（上限：1年目500万円、2年目250万円等）

※条件不利地においては、交付期間の延長・上限額の加算措置あり
専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置あり



地域の活動計画の策定
（ワークショップの開催）



体制構築及び実証活動
（高齢者の移動確保）

2. 人材発掘事業

- **事業実施主体** NPO法人、民間企業等
- **事業期間** 1年間
- **交付率** 定額（上限：5,000万円）



農作業体験



農山漁村への理解を深めるため、地域活動に参加

3. 農山漁村情報発信事業

- **事業実施主体** NPO法人、民間企業等
- **事業期間** 1年間
- **交付率** 定額

※下線部は拡充内容



WebサイトやSNSで
優良事例の情報を発信



農業遺産の情報を発信

【お問い合わせ先】

- （1、2の事業） 農山漁村振興局農山村計画課
- （3の事業） 農山漁村振興局都市農村交流課
- （3の事業のうち農業遺産） 農山漁村振興局鳥獣対策・農村環境課

- （03-6744-2203）
- （03-3502-5946）
- （03-6744-0250）